

防犯灯球切れ時の対応について

(対応迅速化のため、今月より防犯灯の球切れ時の対応を変更いたします。)

○道路の防犯灯の場合

夜間、道路の防犯灯の球切れを見つけた場合は、自治会にて交換の手配をしますので、**次のメールアドレスあてにご連絡**をお願いします。

なお、メール環境をお持ちでない方は従来どおり各地区の班長へご連絡ください。

連絡先メールアドレス⇒ug_bohanto@utsukushigakuen.acs4.mmrs.jp

<連絡する際の注意事項>

電柱に防犯灯が設置されている場合、**電柱の番号**を伝えて下さい。

例：南坪井633



防犯灯が独立して設置されている場合、

番号がついていないため、直近住宅の名前を伝えて下さい。

(例：坪井東〇-〇-〇、××さん宅前の防犯灯です)



※自治会ホームページには防犯灯マップが掲載されています。

防犯灯マップには自治会管理の防犯灯をすべて図示して、それぞれに管理番号が付いていますので該当の管理番号を連絡してください。

○自治会管理外の防犯灯について

以下の場所の防犯灯は**船橋市が管理**を行っていますので、球切れに気づいた方が**船橋市役所に連絡**していただくようお願いいたします。

防犯灯の場所	管理箇所	連絡先	
公園内	公園緑地課	047-436-2552	http://www.city.funabashi.lg.jp/soshiki/110000/110200/110205/index.html
せせらぎの道沿い ほか	道路維持課	047-436-2618	http://www.city.funabashi.lg.jp/soshiki/110000/110300/110306/index.html



参考写真

公道沿いにある船橋市管理の防犯灯には、左のような照明管理番号がついています。球切れを見つけ、船橋市役所に連絡する際は、この番号をお伝えください。

※その他以下のような場合には、**各地区の班長まで**ご連絡ください。

- ・ 空き巣や車上荒らしにあわれた場合
- ・ 不審者を見かけた場合
- ・ 防犯灯の新規設置を要望される場合